

全訂版

逐条解説

14年ぶり、待望の改訂版!
マネロン対策に携わるあなたに必須の一冊!

犯罪収益移転 防止法

編著 犯罪収益移転防止制度研究会

- A5判 ●736頁 ●上製ハードカバー
(二次元コードから閲覧可能な資料付き)
- 定価5,940円(本体5,400円+税10%)
ISBN978-4-8090-1467-3 C3032 ¥5400E

このキーワードに
ピンときたら

特定事業者／犯収法
マネー・ローンダリング
疑わしい取引／FATF勧告

いわゆる「FATF勧告対応法」(令和4年法
律第97号)のうち、令和5年6月1日施行の
下位法令までを織り込んだ最新の内容!

推薦のことば (抜粋)

〔前略〕マネー・ローンダリングに利用される手段や手口も
刻々と変化する中、時代の流れに合わせて累次の改正がなさ
れてきた。

特に、令和4年においては二度にわたって犯罪収益移転防
止法の大きな改正が行われた。この規模の法律の大改正が同
一年に二度ある例は相当珍しいのではないかと思う。改正担当
者は、関係省庁との調整、内閣法制局における法案審査等に
当たって相当の苦労をしてこの改正を成し遂げたはずである。

本書は、まさにこの二度の令和4年改正を成し遂げた担当者
によって執筆・編集されたものである。犯罪収益移転防止法
の制定以来一度も改訂されていなかった逐条解説書の内容を
抜本的に見直し、担当職員の手により改正箇所に懸切丁寧な
解説を加えたほか、横書き化、過去の主な改正一覧や事項索
引など参考となる資料の追加、大部の資料の二次元コード化な
ど、難解な犯罪収益移転防止法を少しでも分かりやすく読み解
くための工夫が詰まっている。

本書が、すべての警察職員だけでなく、関係事業者の方々や
法律専門家など多くの関係者の皆様に広く利用されることを願
い、ここに推薦する次第である。

令和5年6月

内閣官房内閣参事官 高井 良浩
(元・警察庁犯罪収益移転防止対策室長)

本書の特色

信頼性

法改正担当者の
執筆・編集による、
圧倒的に正確な内容。

最新の内容

直近の法改正を反映し、
条文ごとに実務上
必須の解説を展開。

紙×電子

充実した参考資料が
二次元コードから
手軽に参照可能。

東京法令出版

内容見本は裏面へ→

“暗号資産” “特定事業者”…… 検査機関だけでなく、金融業界、弁護士、行政書士にも必須の一冊！

本書の構成

御購読者特典！

「第3編 資料」は、書籍には掲載されていません。本書目次中に表示されている二次元コードからアクセスし、PDFデータ等で参照していただく内容です。

第1編 犯収法の解説

- 1 犯罪による収益の移転防止に関する法律の全体像
- 2 國際的な動向
- 3 主な改正経緯
- 第2編 逐条解説
- 第1章 総則
- 第1条(目的)
- 第2条(定義)
- 第3条(国家公安委員会の責務等)
- 第2章 特定事業者による措置
- 第4条(取引時確認等)
- 法別表
- 第5条(特定事業者の免責)
- 第6条(確認記録の作成義務等)
- 第7条(取引記録等の作成義務等)
- 第8条(疑わしい取引の届出等)
- 第9条(外国所在為替取引業者との契約締結の確認)
- 第10条(国外為替取引に係る通知義務)
- 第10条の2(外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の確認)(仮証)
- 第10条の3(電子決済手段の移転に係る通知義務)
- 第10条の4(外国所在暗号資産交換業者との契約締結)

際の確認)

- 第10条の5(暗号資産の移転に係る通知義務)
- 第11条(取引時確認等を的確に行うための措置)
- 第12条(弁護士等による取引時確認等に相当する措置)
- 第3章 疑わしい取引に関する情報の提供等
- 第13条(検査機関等への情報提供等)
- 第14条(外国の機関への情報提供)
- 第4章 監督
- 第15条(報告)
- 第16条(立入検査)
- 第17条(指導等)
- 第18条(是正命令)
- 第19条(国家公安委員会の意見の陳述)
- 第5章 雜則
- 第20条(主務省令への委任)
- 第21条(経過措置)
- 第22条(行政庁等)
- 第23条(主務大臣等)
- 第24条(事務の区分)
- 第6章 償則
- (第25条～第32条)
- 附則

(原始附則及び改正附則のうち主要なものを登載)

第3編 資料

- 1 疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則
- 2 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則
- 3 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第四条第一項第四号の規定に基づき國又は地域を指定する件
- 4 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第四条第一項第九号の規定に基づき通信手段を指定する件
- 5 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十八条第十一号の規定に基づき、國又は地域を指定する件
- 6 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき國又は地域を指定する件
- 7 依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程
- 8 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する意見の募集結果
- 9 疑わしい取引の参考事例
 - (1)預金取扱い金融機関
 - (2)保険会社
 - (3)金融商品取引業者
 - (4)暗号資産交換業者
 - (5)商品先物取引業者
 - (6)外国通貨又は旅行小切手の売買
 - (7)ファイナンスリース事業者
 - (8)クレジットカード事業
 - (9)不動産の売買
 - (10)ジュエリー業界
 - (11)貴金属等取扱事業者
 - (12)郵便物受取サービス業者
 - (13)電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者
- 10 FATF関係資料(仮証)
- FATF勧告／FATF勧告の解釈ノート／金融機関及びDNFBPsへの要請の法的根拠／用語集

内容見本

法4条 取引時確認等

第2章 特定事業者による措置

全面横組みにリニューアル。 犯収法→犯収令→犯収規則 の関連を踏まえた詳細な解説！

法4条 取引時確認等、令10条、規8条 293

となるため、この場合にも、特定事業者には当該記載（船舶観光上陸許可書の裏面に貼り付けられた旅券の写しの記載）により住居を確認する義務がある。

規

(本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等)

第8条 法第4条第1項第1号に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる特定取引等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 令第7条第1項第1号ケ若しくはキ若しくは同項第4号ハからヘまでに掲げる取引又は同項第6号に定める取引（当該貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。）国籍及び第6条第1項第2号に規定する旅券等の番号

(2) 前号に掲げる取引以外の取引 住居

2 前項第1号に掲げる取引を行う場合において、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（第20条第1項第30号において「在留期間等」という。）が90日を超える場合

重要事項はチャート化で理解を促し、
補足事項・周辺知識は脚注に集約。
メリハリの利いた構成！

詳しくはこちら！



第1編 犯収法の概説

犯収法の全体像

通知

是正命令等に
関する意見陳述

提供

捜査機関等

情報交換

検挙

没収追徴

（注3）いわゆる「團體投資スキーム」（注5参照）の分配を受けることができる権利のこと。（金商法第4条第1項第1号）

（注4）金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、一定の権利を有する者から出資又は損失を受けた金銭その他の財産を運用（運用の指図を含む。）すること。（金商法第2条第8項第15号）

（注5）投資運営業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができないこととされているところ（金商法第29条）、海外投資家等特例業務は、同条の規定にかかわらず、内閣総理大臣に届け出ることにより行うことができるようとされている（金商法第63条の9第1項）。

（注6）多くの投資家から集めた資金により事業運営又は有価証券等への投資を行ない、その収益を出資者に分配する仕組みのこと。

全訂版 逐条解説 犯罪収益移転防止法

定価5,940円(本体5,400円+税10%)[コード10653]

申込

部

（送料はサービス）

東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo_horei



この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先

東京法令出版株式会社 受注センター
〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923
TEL 0120-338-272(携帯電話からもお申込みできます。)

申込書

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

お取扱者（自署）

（TEL） - - -

〒

お届け先住所

団体名

部署名

公用
 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専属取締役
★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
★本人の同意がある場合又は法律に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
★個人情報を問うるご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口（TEL026-224-5441, privacy@tokyo-horei.co.jp）までご連絡ください。
★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

会社使用欄	団体コード	□納品済	□請求済	□領収済	印
	得意先コード	チラシ	チラシ	チラシ	チラシ
在庫	ラベル	〒	チラシ	チラシ	チラシ